

准組合員にかかる意思反映・運営参画促進方針

令和5年1月25日
那須南農業協同組合

1. 目的

J A 自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」の実現に向けては、生産者である正組合員と J A にとって最も身近な消費者である准組合員の協同により地域農業を振興し、食と農を基軸に地域の活性化に取り組む必要がある。

これをふまえ、正組合員と准組合員の協同による組合運営を図ることを目的として、准組合員の意思反映・運営参画の機会を拡大し農業・J A への理解の醸成を図るため本方針を定める。

2. 准組合員の位置付け

当 J A における准組合員は、「地域農業や地域経済の発展を共に支えるパートナー（農業振興の応援団）」とする。

3. 意思反映・運営参画の取り組み

准組合員の意思反映・運営参画の取り組みは、次のとおり。

(訪問活動による対話)

- ①対象者：准組合員
- ②内容：事業利用・活動参加・会合・訪問等の機会を活用し、対話を実施する。

(准組合員モニター)

- ①対象者：12名
 - ②内容：事業・活動等に参加頂きアンケート等による意見集約を行う。（J A まつり、料理教室、収穫体験、広報誌の内容等）
 - ③開催頻度：年数回
- ※ 別途設置要領に基づく

(支店運営協議会委員)

- ①対象者：8名（1支店あたり2名程度）
- ②内容：支店運営協議会において、支店における事業・活動運営に関するご意見をいただくとともに、くらしの活動等の企画・実施に参画いただく。
- ③開催頻度：年2回

4. 意見・要望等の見える化

意思反映・運営参画の取り組みを通して収集した意見・要望は、J A 内で集約・共有を行い、J A 理事会等での報告や広報誌への掲載を行う。また、意見・要望に対し、「対応済み」「取り組み中」「今後検討」「理解・協力をお願いする」等の区分により、対応状況を明示する。